

職業安定分科会(第 182 回)	資料1-1
令和4年6月 27 日	

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令 案要綱

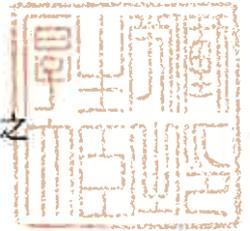
厚生労働省発職 0627 第 1 号

令和 4 年 6 月 27 日

労働政策審議会

会長 清家 篤 殿

厚生労働大臣 後藤 茂之



別紙「雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の
意見を求める。

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一 雇用調整助成金制度の改正

- 一 新型コロナウイルス感染症関係事業主が行った令和四年三月一日以降に第二百二条の三第一項第二号イ(5)に規定する判定基礎期間（以下「判定基礎期間」という。）の初日がある休業等について、一日当たりの支給上限額を九千円とするとともに、助成率を三分の二（中小企業事業主にあつては、五分の四）とし、当該事業主が令和三年一月八日以降に解雇等を行っていない場合は、助成率を四分の三（中小企業事業主にあつては、十分の九）とする特例措置の期間を令和四年九月三十日まで延長すること。
- 二 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号。以下「特措法」という。）第三十一条の四第一項第二号に掲げる区域のうち厚生労働省職業安定局長（以下「職業安定局長」という。）が定める区域（以下「重点区域」という。）の属する都道府県の知事が特措法第三十一条の六第一項に基づき定める期間及び区域（重点区域にあるものに限る。）において特措法第十八条第一項に規定する基本的対処方針に沿って行う新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成二十五年政令第百二十二号。以下「特措令」という。）第十一条第一項に規定する施設における営業時間の変更、当該

施設の収容率若しくは当該施設を利用できる人数の制限又は飲食物の提供を控えることその他職業安定局長が定める措置の実施の要請を受けて、新型コロナウイルス感染症関係事業主が行った当該期間中に判定基礎期間の初日がある休業等及び当該期間の末日の翌日から当該期間の末日の属する月の翌月の末日までの期間中に判定基礎期間の初日がある当該要請を受けた施設における休業等に係る特例措置の期間を令和四年九月三十日まで延長すること。

三 特措法第三十二条第一項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言に係る同項第二号に掲げる区域（以下「対象区域」という。）の属する都道府県の知事が対象区域について同項第一号に掲げる期間に特措法第十八条第一項に規定する基本的対処方針に沿って行う特措法第十一条第一項に規定する施設における休業、営業時間の変更、当該施設の収容率若しくは当該施設を利用できる人数の制限又は飲食物の提供を控えることその他職業安定局長が定める措置の実施の要請を受けて、新型コロナウイルス感染症関係事業主が行った当該期間中に判定基礎期間の初日がある休業等及び当該期間の末日の翌日から当該期間の末日の属する月の翌月の末日までの期間中に判定基礎期間の初日がある当該要請を受けた施設における休業等に係る特例措置の期間を令和四年九月三十日まで延長すること。

四 業況が特に悪化しているものとして職業安定局長が定める要件に該当する新型コロナウイルス感染症関係事業主が行った休業等に係る特例措置の期間を令和四年九月三十日まで延長すること。

五 継続して雇用された期間が六箇月未満の雇用保険被保険者についても助成することとする等の措置の適用対象を雇用調整助成金の対象期間の初日が令和二年一月二十四日から令和四年九月三十日までの間にある場合に変更すること。

六 新型コロナウイルス感染症関係事業主が行った休業等について、第二百二条の三第三項の規定により支給を受けることができることとされる日数に加えて支給を受けることができることとする期間を令和二年四月一日から令和四年九月三十日までに変更すること。

第二 施行期日

この省令は、公布の日から施行すること。